

## シアー株式会社に対する勧告について

令和8年5月19日  
公正取引委員会  
中小企業庁

公正取引委員会は、本日、シアー株式会社（以下「シアー」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第5項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

本件は、中小企業庁がシアーに対して調査を行い、令和8年4月22日に、中小企業庁長官がフリーランス・事業者間取引適正化等法第7条第2項の規定に基づき公正取引委員会に対して措置請求<sup>(注)</sup>を行った事案である。

法人番号	3011001061234
名称	シアー株式会社
本店所在地	東京都新宿区北新宿一丁目7番20号アルテビル北新宿
代表者	代表取締役 高梨 雄一郎
事業の概要	音楽教室の運営等
資本金	1000万円
違反事実の概要	シアーは、特定受託事業者1,674名に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、自己のために無償で体験レッスン（シアーミュージックスクール及びオンピーノ子供ピアノ教室への入会前に消費者が無料でレッスン内容を体験することをいう。）を行わせることにより、当該事業者の利益を不当に害していた。
勧告の概要	シアーは、特定受託事業者1,674名に対し、無償で体験レッスンを行わせたことによる対価に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で、速やかに支払うこと等
参照条文	フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

(注) 中小企業庁長官が、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条、第4条及び第5条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めること。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第四上席取引適正化検査官 電話 03-3581-2025（直通）〔勧告について〕 中小企業庁事業環境部取引課 電話 03-3501-6577（直通）〔措置請求について〕
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a> <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/">https://www.chusho.meti.go.jp/</a>

# シア一株式会社に対する勧告(概要)

## 【フリーランス・事業者間取引適正化等法】

中小企業庁長官からの措置請求(注1)事案

### 業務委託の内容

音楽教室のレッスン、入会前の体験レッスンの実施等



音楽教室の講師  
(特定受託事業者)

### 違反行為の概要

- 特定受託事業者1, 674名に対し、無償で体験レッスンを行わせたことにより、特定受託事業者の利益を不当に害していた。(注2)

(特定業務委託事業者)

シア一(株)



### 勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ① 体験レッスンの対価に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で、速やかに支払う
- ② 取締役において確認(今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより特定受託事業者の利益を不当に害さないこと等)
- ③ 研修を行うなど、社内体制を整備 など

#### (注1) 中小企業庁長官の請求

中小企業庁長官が、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条、第4条及び第5条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めること。(法第7条)

#### (注2) 不当な経済上の利益の提供要請

特定受託事業者に業務委託をした場合に、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、当該特定受託事業者の利益を不当に害してはならない(法第5条第2項第1号)。

# 1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

## (1) 目的 (第1条)

取引の適正化・就業環境の整備

## (2) 本法の対象 (第2条第1項、第5項、第6項)

フリーランス : 「特定受託事業者」

発注事業者 : 「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」

## (3) 義務と禁止行為 (第3条～第5条、第12条～第14条、第16条)

本法の規制は、**取引の適正化** と **就業環境の整備** の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

### ア 発注事業者(業務委託事業者)が業務を委託する場合

#### 義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)

### イ 発注事業者(特定業務委託事業者)が業務を委託する場合

#### 義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

#### 義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)

### ウ 発注事業者(特定業務委託事業者)が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※ 「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

#### 義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

#### 禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為 (第5条)

- ・受領拒否の禁止
- ・報酬の減額の禁止
- ・返品 of 禁止
- ・買ったたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

#### 義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務 (第13条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務 (第16条)

## (4) 違反への対応 (第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条)

報告徴収・立入検査(第11条および第20条)

指導・助言(第22条)

中小企業庁の措置請求(第7条)

勧告(第8条及び第18条)

命令・公表(第9条および第19条)

罰金・過料(第24条～第26条)

※報復措置の禁止 (第6条第3項および第17条第3項)

## 2 参照条文

### ○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）（抄）

#### （定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であつて、従業員を使用しないもの
- 二 法人であつて、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2 （略）

3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 （略）
- 二 事業者がその事業のために他の事業者に関務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

4 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であつて、従業員を使用するもの
- 二 法人であつて、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

#### （特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一～五 （略）

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 二 （略）

#### （中小企業庁長官の請求）

第七条 （略）

2 中小企業庁長官は、特定業務委託事業者について、第四条第五項若しくは第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）若しくは第二項の規定に違反したかどうか又は同条第一項（同号に係る部分に限る。）の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

**(勧告)**

第八条 (略)

2～4 (略)

5 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第二項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに当該特定受託事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6 (略)

**○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和六年政令第二百号）（抄）**

**(法第五条第一項の政令で定める期間)**

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

公取適第472号  
令和8年5月19日

東京都新宿区北新宿一丁目7番20号アルテビル北新宿  
シアー株式会社

同代表者 代表取締役 高 梨 雄一朗

公 正 取 引 委 員 会

同代表者 委員長 茶 谷 栄 治

## 勧 告 書

公正取引委員会は、シアー株式会社（以下「シアー」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第5項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

### 主 文

- 1 シアーは、別表の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、無償で体験レッスン（シアーミュージックスクール及びオンピーノ子供ピアノ教室への入会前に消費者が無料でレッスン内容を体験することをいう。以下同じ。）を行わせたことによる対価に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で、速やかに支払うこと。
- 2 シアーは、次の事項を取締役において確認すること。
  - (1) 別表の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、自己のために無償で体験レッスンを行わせることにより、当該事業者の利益を不当に害していた行為は、同条第2項第1号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

- (2) 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、自己のために経済上の利益を提供させることにより、特定受託事業者の利益を不当に害さないこと
- 3 シアーは、今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、自己のために経済上の利益を提供させることにより、特定受託事業者の利益を不当に害さないことについて、自社の役員及び従業員に対するフリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- 4 シアーは、次の事項を自社の従業員に周知徹底すること。
  - (1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容
  - (2) 前記1から3までに基づいて採った措置
- 5 シアーは、次の事項を取引先特定受託事業者に通知すること。
  - (1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容
  - (2) 前記1から4までに基づいて採った措置
- 6 シアーは、前記1から5までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

## 理 由

### 第1 事実

- 1 (1) シアーは、肩書地に本店を置き、音楽教室の運営、音楽イベントの運営等を行う法人たる事業者であって、従業員を使用している。
- (2) 別表の「特定受託事業者」欄記載の事業者（以下「本件特定受託事業者」という。）は、個人であって、従業員を使用していない。
- (3) シアーは、自らが運営するシアーミュージックスクール及びオンピーノ子供ピアノ教室において行う消費者向けの体験レッスンの実施を委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）。

- 2(1) シアーは、本件特定受託事業者に対し、同表の「業務委託の期間」欄記載の期間における本件業務委託を行った。
- (2) シアーは、本件特定受託事業者に対し、令和6年11月1日から令和8年2月28日までの間、自己のために無償で、体験レッスンを行わせた。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、本件特定受託事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項に規定する特定受託事業者に、本件業務委託は、同条第3項に規定する業務委託に、シアーは、同条第5項に規定する業務委託事業者及び同条第6項に規定する特定業務委託事業者に、それぞれ該当するところ、シアーの前記第1の2(2)の行為は、特定受託事業者に対し同法第5条に規定する業務委託をした際に、自己のために経済上の利益を提供させることにより、特定受託事業者の利益を不当に害していたものであり、同条第2項第1号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものである。

よって、シアーに対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第5項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】